

# 2021-22年版『FP合格のトリセツシリーズ』

## 訂正表

令和4年4月11日

株式会社東京リーガルマインド

出版事業本部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

### ◆FP2級・AFP合格のトリセツ 速習テキスト

ページ 箇所	訂正 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
35 頁	訂正	(表題)医療保険の種類	(表題) <u>健康保険の種類</u>
63 頁	訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例)保険料納付済月数：420カ月、全額免除月数：24カ月、1/4免除期間：40カ月の場合の(略)</li> <li>・<math>420\text{月} + 24\text{月} \times 1/2 + 40\text{月} \times 7/8</math></li> <li>・759,750.625円 =759,751円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例)保険料納付済月数：420カ月、全額免除月数：<u>20</u>カ月、1/4免除期間：40カ月の場合の(略)</li> <li>・<math>420\text{月} + \underline{20}\text{月} \times 1/2 + 40\text{月} \times 7/8</math></li> <li>・<u>756,496.875円</u> =<u>756,497円</u></li> </ul>
137 頁 過去問 解説欄	訂正	1. 確定年金は年金受取開始前に被保険者が死亡した場合、遺族は死亡給付金ではなく、既払済保険料を基準とした年金(一括可)を受け取ります。	1. 確定年金は年金受取開始前に被保険者が死亡した場合、 <u>年金受取総額と同額ではなく、既払済保険料相当額の死亡給付金を受け取ります。</u>
250 頁	訂正	⑤ 1株当たり純利益→純利益を発行済株式数で割った数値。「PER」のこと	⑤ 1株当たり純利益→純利益を発行済株式数で割った数値。「 <u>EPS</u> 」のこと

## ◆FP 2 級・AFP 合格のトリセツ 速習テキスト

ページ 箇所	訂正 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
454 頁	訂正	講義図解「接道義務とセットバック」に示されているセットバック部分の距離 1.0m。	講義図解「接道義務とセットバック」に示されているセットバック部分の距離 <u>0.5m</u> 。

## ◆FP 2 級・AFP 合格のトリセツ 速習問題集

ページ 箇所	訂正 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
301 頁	訂正	正解③159,370(円)	<u>正解③1,359,370(円)</u>
301 頁	訂正	③200,000 円 - 40,630 円 = 159,370 円	<u>③1,400,000 円 - 40,630 円</u> <u>= 1,359,370 円</u>
812 頁	訂正	正解 (ア) 2、(イ) 4、 (ウ) 5	正解 (ア) <u>1</u> 、(イ) 4、 (ウ) 5

## ◆FP 3 級 合格のトリセツ 速習テキスト

ページ 箇所	訂正 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
56 頁 講義図解 計算例	訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例) 保険料納付済月数：420 カ月、全額免除月数：24 カ月、1/4 免除期間：40 カ月の場合の(略)</li> <li>・ <math>420 \text{ 月} + 24 \text{ 月} \times 1/2 + 40 \text{ 月} \times 7/8</math></li> <li>・ 759,750.625 円 = 759,751 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例) 保険料納付済月数：420 カ月、全額免除月数：<u>20</u> カ月、1/4 免除期間：40 カ月の場合の(略)</li> <li>・ <math>420 \text{ 月} + \underline{20} \text{ 月} \times 1/2 + 40 \text{ 月} \times 7/8</math></li> <li>・ <u>756,496.875 円</u> <u>= 756,497 円</u></li> </ul>
64 頁 ワンポイント	訂正	在職老齢年金の給与等月額 は、(標準報酬月額 + 1 年間の 賞与額) ÷ 12 カ月の金額 になります。	在職老齢年金の給与等月額は、 <u>標準報酬月額 + 1 年間の賞与 額</u> ÷ 12 カ月の金額になりま す。

## ◆FP3級 合格のトリセツ 速習問題集

ページ 箇所	訂正 改正	下線部が訂正箇所となります	
		修正前	修正後
391 頁	訂正	テキスト6章 P404	<u>テキスト6章 P411</u>

以上